

Title	東京外国語学校の学生有志の演説・討論団体の記録：『有終記』のなかの明治十三年から十五年
Sub Title	
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1997
Jtitle	近代日本研究 Vol.14, (1997.) ,p.113- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19970000-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

東京外国語学校の学生有志の演説・討論団体の記録

——『有終記』のなかの明治十三年から十五年——

小野修三

解題・凡例

一、本稿は長野県上田市立図書館に小河滋次郎文庫の一冊として所蔵されている『有終記』の全文であり、同図書館（西沢博館長）からの許可の下に資料として本紀要において紹介するものである。なお、同文庫の一冊で『根なし艸』と題された小河滋次郎による『短篇刑事小説』を、『慶應義塾大学日吉紀要・社会科学』第八号（一九九七年）に同じく資料として紹介しているので、そちらも参照を賜りたい。

二、『有終記』は、本稿表題に示したように、東京外国語

学校の学生有志が結成した演説・討論を行なう団体たる金蘭會ないし血合會の活動記録である。同会の第一回目の会合は明治十三年九月二十三日、そして記されている限りでの最後の会合の日付は明治十五年十二月十日である。明治十三年から十五年に至る当時の知的争点を知る上で価値ある第一次資料と考える。

三、原文見開きの第一ページ目に血合會の朱印が押してあるが、奥付に当たる箇所は存在せず、公にされた年月日は不詳ではあるが、本文末尾の会合の日付が壬午（明治十五年）十二月十日なので、特別な事情がない限り翌明治十六年中に出来上がったものと考えて良いのではないだろうか。なお、こ

の印で確認される血合會の会名と、本文中の会則、即ち発足後間もない明治十三年十月十日に定められた会則第一条そしてそのさらに一ヵ月後の十一月十日に追加された規則の第一条において確認される金蘭會という会名の、二つの名称の持つ意味については、明治十五年五月十四日の会合記録に「血合會第五拾會ヲ閉ス」とあるので、ある時期に金蘭會から血合會への会名変更かあるいは金蘭會の血合會への発展的解消が行なわれたということなのであろうか。その間の事情を具体的に説明する記事が見当たらないので断定的な言い方は出来ないが、明治十四年七月六日の会合記録に「金蘭本部」という言い方が確かに見られ、一方それとほぼ同時期と思われる記事（年會記事）で「我血合會」という言い方がされており、発足一周年を迎える明治十四年の夏に何らかの動きがあったことは、間違いないだろう。

四、上田市立図書館の小河滋次郎法庫は小河滋次郎法学博士（文久三年信州上田に生まる。明治十九年以来内務省・司法省にて監獄行政官僚として勤務、その間の明治三十九年には「未成年ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」により法学博士。退職後は大正二年より大阪府囑託として府下社会事業を指導。大正十四年歿。）にちなむコレクションであり、若き日の小河博士が金蘭會ないし血合會の運営をして、『有終記』の編集において中心的な役割を演じていたことは十分に推測される

ところであるが、しかしそのことを以てこの『有終記』が同博士の著書ないし日記と断定することは出来ないことのように思われる。東京外国語学校の学生有志の団体の活動記録だと記したのはその意味でもある。この点については、さらに本稿末尾の編者注の注(一)を参照されたい。

五、小河博士は東京外国語学校入学に先立つ明治十一年十二月に慶應義塾医学所に入学している（慶應義塾入社帳による）ので、同医学所が明治十三年六月に廃業になるまで在学したとして、三田山上での演説会に一年半は親しんでいたことが想像される。演説会の運営のノウハウは、その小河博士を通して東京外国語学校の学生たちの間に広まったと考えるのが自然であるように思われる。ところで、同博士は血合會の運営がまだ続く明治十五年十月に東京専門学校法律学科に入学している（東京専門学校学籍簿による）。この演説・討論団体は、会則（正確には金蘭會のそれ）を見る限り、学校当局からの承認の下で運営される学内学生団体であり、明治十四年四月二十三日の記事からも明らかなように、そのメンバーシップは東京外国語学校の生徒に限られたものだったはずである。しかし、やがて開かれた存在に変わっていったと言うか、会員の所属といったことにとられぬサークルに変わっていったように思われる。会合自体、明治十四年四月二十九日を最後に語学校寄宿舎では行なわれなくなる。たしか

に語学校当局とのトラブルを伝える記事（明治十四年四月二十三日付）があり、このトラブルが会の変容の動因の一つになったことは十分に推察されるけれども、会のメンバーの出入りはほとんどなかったように思われる。いずれにせよ、二年数ヶ月、会員数は最初は三名、後に十名ほどになり、会合回数で六十回近くの活動記録を『有終記』と題してまとめたということは、その編集の時点で当該団体はすでに解散していた、ないし解散を予定していたことを意味する。なお本文の末尾には、言うなれば有終の美を飾る言葉はなく、むしろ突然の中断の印象を残すのみである。ただし、その明治十五年十二月十日には「コレ本會ノ納會ナリ」と記され、この納會という言葉が通常の意味の他にもう一つ別の意味が込められていると考えるならば、その当日に解散が宣言されたか否かは別として、記録上は最後の言葉が記されていたと言うことも出来るのかも知れない。とはいえ『有終記』を編集することとで、つまり記録として後世にまで残るものを作成することとで、有終の美を飾ったと見るのが至当のように思われる。

六、原文は半葉十二行の白色野紙三十九枚に筆墨・縦書きで記されており、これを袋綴にして表紙と裏表紙が各一枚添えられている。したがって、今日風の数え方で言えば本文七十八ページの小冊子ということになる。本稿ではその原文における行替えはその通りに行なったが、全体を上下二段組み

に替え、一行に納まる文字数、一ページに納まる行数はともに原文とは異なる。また原文中の余白は詰めた。

七、筆跡ならびに文体から原文の書き手（記者）は二人以上いたことは紛れもないが、しかし主としてはある一人の書き手によるものであり、そしてその主なる書き手の筆跡は小河滋次郎のものと言えよう。これは同じく上田市立図書館の小河滋次郎文庫の一冊として所蔵されている、同博士の草稿「監獄法案」の筆跡との比較照合によって確認できる事柄である。

八、各回の会合記録は会則からもわかる通り会員が持ちまわりで、すなわち通常の会合の際には当日の監事また議長に指名されていた会員が作成した記録、また特別な会合（期年會）の記録を原稿として『有終記』は書き進められたはずである。ただし、この『有終記』の複数の書き手（記者）すなわち複数の編者は自分自身でも私的に記録をとっていて、それと公式に残された記録とを見比べ、異同がある場合にはその旨を記すということが行なわれている。（明治十四年九月十日の箇所参照。）公式の記録と共に、私的な記録も一人だけではなく、複数のメンバーによって残されていたわけである。

九、表記に関しては、次の通りにした。

①原文で用いられた文字は原則としてそのまま用いた。

② 國と國、實と実といった旧字と新字の混在についても、統一することはせずそのままにした。

③ 合字はすべてそのまま載せた。「片」はトキ、「丁」はコト、「疋」はトモ、そして「ノ」はシテである。

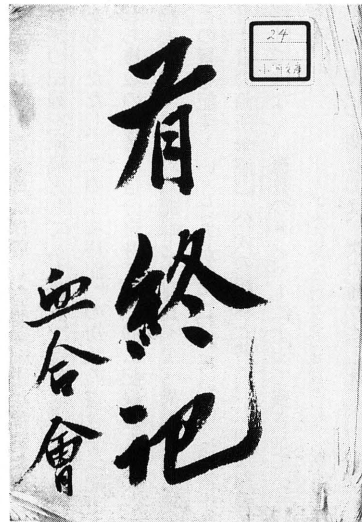
④ 異体字、例えば「吳」は今日の「異」に改め、「崗」のような略字の場合には「開」に改めた。こうして改めた箇所については、いちいち指摘することはしなかった。

⑤ 人名、地名その他の固有名詞については、原文の表記に従った。

⑥ 当時は常用されていたと思われるが、今日の表記とは異なる場合には、ママを付した。また、明らかな誤字脱字にもママを付した。

十、本稿にはいくつかの注を小野が付した。これは原文を小野自身がどう解釈しているかを示す程度のものであり、この注の部分をも含め本稿には編者の気付かぬ誤読、誤解があると思われるので、読者諸兄のご指摘をお願いする次第である。なお、原文判読に際しては慶應義塾福澤研究センターの所長、副所長の坂井達朗、松崎欣一の両先生また慶應義塾大学文学部非常勤講師の松田隆行氏のご好意を賜った。ここに記して謝意を表する次第である。ただし、本稿に関する編集責任はすべて小野個人にあることは言うまでもない。

(表紙)



有終記⁽¹⁾

血合會⁽²⁾

本會ハ実ニ明治十三年九月廿三日ヲ以テ起原トナス

当時會員ニ列スル者僅カニ三名即如左

漢語学生 瀬川浅之進

獨語学生 高井藤熊

全 小河滋次郎

廿三日午後四時ヨリ語学校寄宿新舎第四番室ニ相會シテ演説⁽³⁾

ヲナス 論題如左

本會ノ設立ヲ論ズ 瀬川 凝固ノ説 高井

本會ノ旨趣 小河

九月廿六日獨乙語学生古屋恒二郎入會ス

是日開演說會演題如左

辛苦論 瀬川 結合論 小河

防輸入説 高井

九月廿九日 假リニ會日ヲ水曜日土曜日ト定ム

開演說會演題如左

啄磨説 古屋 立志説 高井

教育論 小河

十月三日 獨語学生秋重秀雄入會ス

開演說會演題如左

論志 高井 戒日本人民 小河

因循ナル非國會議論者ヲ駁ス 瀬川

基礎ノ説 古屋 恩ノ説 秋重

十月六日 演説ヲナサズシテ直チニ討論會ヲ開ラク実ニ之レ

ヲ以テ本會討論ノ起原トナス

討論題 志変ズ可キヤ否 発論者 小河⁽⁴⁾

本論者即チ小河ハ志変ズ可キノ論ヲ主張シ高井秋重ハ大ニ

之レニ反對ヲ表シ暫時討論ノ後終ニ反對論ニ可決ス

議長ハ抽籤ヲ以テ古屋其任ニ当ル

議長ヲ撰ラフニ抽籤ヲ以テスルヲ例トナス

十月十日 瀬川草案ノ本會々則ヲ議スルニ決シ會議ヲ開ライ

テ左ノ條款ヲ議定ス

第一條

會名ヲ金蘭會トス

第二條

會員ハ相互ニ學術上ノ事ヲ演説討論シ智識ヲ交換スルヲ以テ

本會ノ本旨トナス

第三條

演説討論ノ外會員決議ノ文題ヲ二週間毎ニ綴文シ之レヲ監事

ニ出ダシ監事ヨリ各員ニ閲覽セシム

但シ監事淨書スルノ勞ヲ省クガ為メ各々半紙ニ認メテ直

チニ簿冊トナルベキ様致ス可シ

第四條

本會ハ有志者ノ結合ニ成ルモノナルヲ以テ強テ他人ヲ入會セ

シムルヲ要セズ

但シ入會ヲ申込ム者アル片ハ會員一同ノ承諾ヲ經テ許可

スベシ

第五條

一度該會ニ入ル者ハ信ヲ以テ交リ勉學ヲ專一トス若シ會員中

不正ノ行ヒアレバ必ナラズ相忠告スベシ

第六條

規則完成辨論稍々馴致ニ至ル片ハ公然ノ許可ヲ得テ發會ス可シ

第七條

會日ハ一週間ニ兩度タル可シ

但シ水曜午後日曜午前トス

第八條

抽籤ヲ以テ監事ヲ定ム

但シ期限ハ二週間タルベシ

第九條

討論會ニ議長ヲ定ム 撰法ハ右同斷

但シ每會改選ス可シ

監事ノ心得

監事ハ該會ノ簿冊ヲ司ドリ本會沿革ヲ報告ス且ツ本會ニ生ズル一切ノ事皆其負フ所トス

但シ監事ノ司ル簿冊類ハ如左

文章簿 沿革簿 雜記簿

議長ノ心得

議長ハ討論ノ可否ヲ決シ旁ヲ議員ノ發言及可決等ヲ筆記シ之レヲ監事ヘ報ズルモノトス

右

別ニ會議筆記アリ付テ見ルベシ⁽⁵⁾

新定規則ニ從ヒ抽籤ヲ以テ監事ノ順番ヲ定ムルヲ如左

秋重 小河 古屋 高井 瀬川

本日開討論會 論題

何故ニ地方ニ民権者多キヤ 發言者 瀬川

本論者瀬川ハ地方ニ民権者多キハ地方官吏ノ壓制ニ激セラレテナリト論ジ秋重ハ之レヲ贊成シテ壓制ニ依リ又人智開發ノ致ス所ナリト言ヒ小河及高井ハ之レヲ駁シテ區々タル壓制ニ由ツテ起ルニアラズ先進者即チ立志社等ノ如キモノニ煽動セラレシニ來ル云云討議之末終ニ本論者ニ可決ス

議長 古屋

新定規則ニ由リ文題ヲ定ム

健康論 廿四日集

本日ヨリ討論題ハ前回ニ於テ定メ置クニ決リ

十月十三日 水曜日 水曜日ニ於テハ演說ヲナシ日曜日ニ於

テハ演說ト討論ヲナス

演題如左

燈臺下暗ノ説 瀬川 公平論 高井

醫者ト人力車夫ノ比較論 小河 酒ノ説 古屋

拿破密華盛敦優劣論 瀬川 餘燼論 小河

駁志可變論 秋重

十月十七日 日曜日 演說會討論會

演題如左

精神ヲ過勞セシムル勿レ 小河 醜婦ノ説 古屋

廢暖爐説

瀬川 公平論 第二 高井

十月廿七日 演説 秋重幹事ノ職ヲ小河ニ讓ル

情死論

秋重

瀬川ノ紹介ニ由リ朝鮮語学生福田芳之助ナルモノ、入會ヲ許否スルヲ議ス衆敢テ不可ナシ

討論題

洋学ト漢学ト孰レヲ先ニスベキヤ

演題如左

發論者 高井

膽可大心可小

秋重 教師ノ義務 古屋

本論者ハ漢籍ヲ学ブヲ先トス可キヲ論ジ小河ハ之レヲ贊

再印度語学ヲ可弘ヲ論ズ 小河 成功要多年 瀬川

成シ瀬川秋重ノ反對ヲ表スルアリテ終ニ可決セズシテ止ム

一文惜ノ百失ヒ 高井 女子教育 小河

十月廿日 演説ノ当日ナレハ都合ニ依リ討論會ヲ開ラク

利ト義ヲ論ズ 瀬川 大同不問小異 高井

討論題

秀古家康ノ優劣論

女子教育

秋重

發論者 秋重

文題ヲ定ム 勤儉ノ説

本論者ハ家康ヲ以テ秀吉ニ優レルモノト論ジ小河瀬川高井

十月廿日 福田芳之助入會ス

ノ三論者皆之レニ反對シタルヲ以テ討議ノ後勿論本論者ノ

是日開討論會 日本ニ耶穌教ヲ可禁ヤ否

負ケトナレリ 議長 瀬川

發言者 小河

十月廿四日 演説討論

本論者及福田嚴禁スベキノ論ヲ主張シ高井瀬川ハ大ニ之レ

演題如左

内閣分離ヲ論ズ 瀬川 女子教育論 古屋

ニ反對シテ暫時討議ノ後議長(古屋)ノ意見ヲ以テ反對論

教導ノ説 秋重 印度語学ヲ日本ニ弘ムルノ論 小河

ニ可決ス

信用論 高井

十一月二日 演説討論

討論題 海陸軍何レヲ盛ニスベキヤ

物價ノ騰貴ハ日本人民ニ幸福タルノ説 福田

發言者 高井

長起ノ説 瀬川 非強迫教育論 古屋

本論者ハ海軍ノ急務ナルヲ論ジ瀬川小河ノ反對スルアリテ

健康論 高井

秋重ノ賛成アリタレハ議長(古屋)ノ意見ニ依リ反對論ニ

魯清開戦ニ至ラバ日本ハ局外中立ス可ラズ 小河

決ス

小河ノ演説ヲ以テ直チニ本日ノ討論題トナス

之ニ在野ノ暫時討議後議長(古屋)ノ意見ヲ以テ
 在野論ノ可決ス
 十月二日 討議
 物産 橋本(日本)氏ノ算福(古屋)ノ説 福田
 展起ノ説 瀬川 遊藝館教育論古屋
 健康論 島井
 魯濱園戦主ノ日本局外中立ニ可ト小河
 小河(演説)以テ在野(島井)討議トス
 僅カニ瀬川ノ賛成アリ其申立ヲ可トセト福田社説
 高井ノ三論者(島井)以テ多数ニ依リ與論在野論
 ノ可決ス 議長 古屋

福田發言ノ以テ許賣淫ノ許否ヲ討論ス本題ハ當時
 社會ニ甚上ニ問題トシ巴ニ英國學士會議ニ於テ
 可決ナル所ナリ我朝堂諸公ノ意見ヲ又問フタリ時
 際セシテ以テ各員殊ニ注意シ満腔ノ持論ヲ吐ク
 可論者 福田 小河
 否論者 瀬川 高井 古屋
 議長 島井
 十月七日 會員五名(古屋ヲ除)鴻臺ニ郊外ノ遊ヲナス
 瀬川 福田 秋重 高井 諸氏草スル所ノ遊鴻臺記アリ就テ看ル可
 シ
 十月九日 會員連署シテ以テ暖爐可廢ノ議ヲ校長内村良三
 ニ宣ス
 十月九日 會員連署シテ以テ暖爐可廢ノ議ヲ校長
 内村良三ニ宣ス

僅カニ瀬川ノ賛成アリタレハ中立ヲ可トセシ福田秋重高井
 ノ三論者アリシヲ以テ多数ニ依リ無論反對論ニ可決ス
 議長 古屋
 夜ニ入り談話會ヲ開ラク

福田發言ノ公許賣淫ノ許否ヲ討論ス本題ハ當時社會ニ緊要
 ナル一問題ニシテ英國學士會議ニ於テ可決スル所トナリ
 我朝堂諸公ノ意見ヲモ問フタリシ時ニ際セシヲ以テ各員殊
 ニ注意シテ満腔ノ持論ヲ吐ク
 可論者 福田 小河
 否論者 瀬川 高井 古屋
 議長 秋重(否論者)

十一月七日 會員五名(古屋ヲ除)鴻臺ニ郊外ノ遊ヲナス
 瀬川福田秋重高井諸氏草スル所ノ遊鴻臺記アリ就テ看ル可
 シ
 十一月九日 會員連署シテ以テ暖爐可廢ノ議ヲ校長内村良三
 ニ宣ス
 十一月十日 規則追加ヲナス 小河幹事ヲ古屋ニ讓ル
 第一條
 金蘭會ニ於テ新聞雜誌ヲ購求シ其他萬般ノ費用ニ供センガ為
 メ會員定額ノ費用ヲ納ム可キモノトス
 第二條
 正副二名ノ會計方ヲ扱ビ一切ノ出納ヲ司ラシム

第三條

會計方ハ帳簿ヲ作り出納ヲ明算シ月末ニ於テ之レヲ次ノ會計方ニ渡スベキモノトス

第四條

費用ハ何月分タリトモ一時ニ之レヲ納メ置クヲ得ベシ但シ退會ノ節ニアラザレバ之レヲ取り出スヲ得ズ

第五條

懇親ヲ厚フシ身体ヲ壯康ナラシムルガ為メ會員ノ決議ヲ經テ其餘剩ヲ以テ宴會式ニ遊歴ノ費用ニ充ツルヲ得ベシ

第六條

新聞雜誌ハ当分ノ内朝野新聞經濟雜誌政談ノ三種トス⁽¹⁰⁾

第七條

會費ハ当分ノ内一ヶ月金二十錢ト定ム但シ時宜ニ依リ増減アルベシ

第八條

會費ハ毎月五日會計方へ納ム可シ

第九條

新聞雜誌ハ會員一同閲覧之上幹事之ヲ預リ置クモノトス右
抽籤ニ由ツテ古屋(正) 瀬川(副)ヲ會計方ニ任ズ

本日之演題如左

活用論 高井 文章ハ誰レヲ師トスベキヤ 秋重

魯ト臺灣ノ關係 福田 不詳

不詳 瀬川

十一月十三日 討論

西郷隆盛ハ明治ノ忠臣ナリヤ將タ逆臣ナリヤ 發言者 瀬川

本論者ハ隆盛ヲ以テ忠臣ナリト論シ秋重之レヲ賛シ小河福田ハ大ニ之レニ反對ヲ表シ討論數次ヲ經テ議長高井ノ意見ニ由リ本論者ノ説ニ可決ス

十一月十七日 演説

論五官之用 高井 食堂有感 秋重

吝儉之別 瀬川 君權党学校ヲ設立スルノ怪聞 福田

読日々新聞 小河 貧賤不足憂富貴不足恃 古屋

十一月廿日 演説 古屋幹事ヲ高井ニ讓ル

袴相應ニ股ヲ廣ゲヨ 瀬川 取締得焚殺獨乙生徒等⁽¹²⁾ 小河

読朝野新聞 秋重 政談ト書生トノ關係ヲ論ズ 福田

海石ノ感 高井 論精神之貴重 古屋

十一月廿四日 演説

言語文章修メザル可ラズ 瀬川 告諸君 秋重

告諸君 古屋 賀二君之及第併望後來 高井

送二君 小河 送二君 福田

十一月廿七日 演説討論

獨乙語學生二見四郎人、前島操入會ス

政談ト書生ノ関係ヲ論ズ 第二 福田 醫者ノ説 高井

志可変論 第二 小河 立志ノ説 前島

諸君ハ君子ノ朋党ナリ 二見 交際論 秋重

医学部ノ轉居ヲ希望ス 古屋 成功論 瀬川

討論題

貨財ト權利ト孰レカ重キ

發言者 瀬川

本論者ノ論ヲ(權利ヲ重シトスル説)賛助スルモノ只二見

アルノミ反對論(財貨ヲ重シトスル)ノ多数(小河秋重福

田古屋)ヲ以テ勿論本論者ハ破毀セラル 前島議長

十二月一日 演説

經濟政体修身ノ三科ハ語学ノ基礎 瀬川 憂外教之蔓延 小河

國ト政府ノ別 福田 疑ノ功用 二見

教育論 高井

十二月四日 討論演説

教育論 第二 高井 時事小感 小河

水ノ説 秋重 節制論 瀬川

教育ノ要 二見 内地交易論 福田

警輕進 古屋

討論題

皇城建築ノ可否

發言者 福田

發言者ハ財政困難ヲ旨トシテカメテ皇城新築ノ不可ヲ辨ジ

二見小河秋重等ハ又他ニ論點ヲ取ツテ大ニ之レト論争シ数

次ノ討論ヲ經テ終ニ反對論ニ可決ス

十二月八日 演説討論 高井幹事ヲ瀬川ニ讓ル

少年子弟ノ詩作ヲ戒ム 福田 滿ソレバ欠 高井

正論見難シ 瀬川 頑浮兩者ノ別 小河

拒邪教之手段 前嶋 抗抵ナカル可ラズ 二見

人物ヲ迷惑セシ暎

國ノ文明ハ品行ト學術ニアルノ説 古屋

討論題

洋品破却ノ可否

本論者ハ大ニ洋品破却ノ説ヲ主張シ瀬川小河等ノ又之レヲ

賛成スルアリテ終ニ多数ヲ以テ本論ニ帰着ス

反對論者ハ福田秋重 議長 二見

十二月十二日 開花樓ニ於テ本會ノ忘年會ヲ開ラク

十二月十八日 演説

品物ハ自分相應ニ買ヘ 古屋 夢記 瀬川

壓制ノ必要ヲ論ズ 高井 詩ノ説 秋重

加一針上等社會 福田 言行相反 二見

露清ノ關係 小河

文題ハ歳暮ノ感

十二月廿三日 納會 演説

宗教論 瀬川 明治十三年ノ政跡

諸兄ニ望ム 古屋 宗教論 小川

拒邪教法 第二 前嶋 納會ニ望ンデ一言ス 秋重

本會ノ沿革 高井 宗教論 二見

明治十四年一月八日 發會

演題

再ビ詩ヲ論ズ 秋重 局外中立論 福田

學者ノ二大要訣 瀬川 歳暮ノ感 小川

臨去学校告諸君會友 高井 開會ノ祝辞 古屋

送高井君 前嶋 宗教論 二見

討論題

自由干渉何レノ教育法ヲ採ラフ可キヤ

發言者 二見

發言者二見ハ先ヅ自由ト干渉ノ利害得失ヲ論辨シテ曰ク干渉

教育ハ我國民情ニ妥当セズ殊ニ貧民ニ於テ最モ不使ヲ感ズル

ノ意ヲ縷述セシガ福田ハ之レヲ駁撃シ前嶋古屋高井ノ三氏亦

之レヲ賛スケ小河秋重等ノ原案ヲ補翼スルニ抗抵シテ議論數

刻終ニ反對論ノ勝利ニ帰ス

一月十六日 演説討論 福田幹事ノ職ヲ小河ニ讓ル

熱心論 瀬川 中學校ニ法律科ヲ加入ス可キノ説 福田

觀瓶梅有感 前嶋 挫折變向ノ辨 小河

干渉教育之要 古屋 讀史有感 秋重

色情論 高井 討論題

條約改正ト國會開設ト何レカ急務ナルヤ

發言者 福田

本論者國會開設ヲ急トスルモノヲ賛成スルモノ古屋高井ノ二

氏ニノ之レニ反對スル瀬川前島小河ノ三氏ノ同数ナリシヲ以

テ議長ノ權ヲ以テ終ニ反對論ノ勝利トナル

會員二見氏ノ紹介ヲ以テ本會ヨリ以後毎月一回ノ大會ハ

日暮里村本行寺ニ開ラクトナル

大會ヲ開ラクノ意蓋シ外宿セル高井前嶋古屋秋重等ノ諸

氏ニ便セント欲スルニナルナリ

一月廿二日 演説討論 關於語學校寄宿舎

書生之弊 秋重

持論ヲ變ズル敢テ不可ナラス 福田

鴻益ノ發明ハ微細ノ注目ヨリス 二見 幸福ノ説 古屋

文武両官ノ區別 瀬川 政府將斃 小河

討論題

武備ト文藝ト孰レカ急務トス可キ

發論者 瀬川

本論ヲ賛成スルモノニ氏小河古屋反對論者三氏二見福田秋重

ニノ勿論反對論ノ勝利トナル

二月五日 演説討論 開於語学校寄宿舎 小河職ヲ二見ニ

讓ル

立志ハ安スシ遂志ハ堅シ 秋重 弔国会請願者 瀬川

交際論 小河 二罪俱發條例⁽¹⁵⁾之質疑 福田

日本ノ富貴ヲ証ス者ハ農工二者ニアリ 二見

物價ノ騰貴ハ決シテ日本ノ幸福ニアラズ 勝俣(客員)

討論題

復讐人ヲ斬ニ處スルノ可否

發論者 小河

本論者ハ斬ニ處スルノ不可ヲ論シ福田秋重ノ二氏モ亦大ニ之
レヲ賛成シ瀬川二見等ノ反對論ヲ碎破シテ終ニ本論ニ可決セ
リ

二月十三日 演説討論 開於本行寺

性論 前嶋 腕力論 瀬川

防火論 秋重 早梅感 古屋

死罪可廢論⁽¹⁶⁾ 小河 國會ノ教育 福田

討論題

士族可處之可否

發論者 瀬川

討論筆記ノ簡單ニノ能ク其旨趣ノアル所ヲ尽スヲ以
テ茲ニ今之レヲ抜載ス

發論者ノ大主意ハ世ノ中ニ名アリテ実ナク且又益ナキモノハ

宜シク廢ス可ク我國維新ノ前ニ當リテハ士農工商ノ別アリテ
士族ナルモノハ護國ノ任ヲ受ケ永世ノ祿ヲ拝シ且ツ自他三民
ノ上ニ位シテ其權位頗ル高ク之レヲ名クルヲ以テ大ニ榮譽ト

ナセリ然レモ今ニアリテハ士族平民ノ別ナクテ大ニ煩雜ヲ覺

ユ甚ダ不都合ナルモノ、如シ護國ノ任ハ失フテ永世ノ祿ノ如

キモ全ク公債トナリテ士族ノ特有ニアラズ恣ニ之レヲ買賣ス

ルヲ得ルニ至ル其權位ノ如キモ決シテ外三民ト異ナルヲナ

シ之レニ依リテ見ルハ士族ハ唯其名ノミアリテ其实ナキモ

ノ、如シ故ニ如カズ実ナキモノハ速カニ其名ヲモ廢スルニヤ

ト小河曰ク士族華族ハ是レ其祖先ニ功德アリ偉業アルヲ永ク

賞スルモノニ誠ニ榮譽トスベキモノナリ且ツ何レノ國ヲ問

ワズ民ニ品位ノ別ナキモノハナシ是レ其功多キモノハ宜ロシ

ク之レヲ封ズ可ケレバナリ我國ノ如キモ當時ノ勢ニアツテハ

其位階ヲ區別スルコソ尤モ必用ナルヲ信ズ往時英國ニアツテ

海軍大將ネルソン氏ガ一死ヲ致シテ恩義ヲ本国ヲ尽シ終ニ功

ヲ以テ其子拔擢セラレテ永世ノ貴族トナレリ然ルニ其後ニ至

ツテ故ナク貴族ノ名号ヲ廢シナバ將タ之レヲ何トカ言ワン

秋重日本論者ハ士族ト平民トハ其地位異ナルヲナント雖モ現

ニ法律上ニ幾多ノ差等アルニアラズヤ今士族ノ名義ヲ存スル

モ決シテ妨害ナキニ於テハ却テ面倒ナル變革ヲナスニ及バズ

前島曰予ハ本論者ヲ賛成スルノ同時ニ於テ一步ヲ進ンデ華族

オモ廢セント欲ス

- 福田曰之レヲ実地ニ付キテ見ラレヨ未ダ邊陲ノ地方ニ至リテハ諸藩ノ固陋士族ハ永祿ヲ廢セラル、モ僅カニ土族ノ一名義アルヲ以テ漸クニ穩静ノ姿ヲナセリ今全ク之レヲ廢絶セバ其極終ニ何ヲナスヤモ凶ル可ラズ且ツ此名義ヲ廢スルトモ將タ何ノ益スル所カアラン如カズ永久ニ保存センニハ云云
- 多数ヲ以テ終ニ反對論ニ可決ス
- 二月廿六日 演說討論 關於寄宿舎
- 機會ノ說 古屋 由井正雪論 福田
- 日清之葛藤東洋富強之基 小河 戒放蕩者 勝侯
- 由小河氏之紹介
- 學者之坂 瀨川 投筆說 本月十四日入會
- 日本進歩之根源 二見 夢記 客員 石原 秋重
- 討論題
- 日清愈々開戦之期達セバ攻襲ス可キヤ將タ來侵ヲ待ツ可キヤ
- 發言者 二見 瀨川秋重
- 本論者攻襲ヲ可トスルモノヲ賛成スルモノ二名 瀨川秋重
- 反對ヲ表スルモノ三名 小河勝侯福田ナリ多数ヲ以テ反對論ニ可決ス
- 三月十三日 演說討論 關於本行寺
- 神道ハ宗教ナリ 福田 宗教論 小河
- 論恐懼心 二見 外交二大事件 秋重
- 虎刺病ノ豫防 勝侯 廢妾論 瀨川
- 討論題
- 神道ハ果シテ宗教ナリヤ否ヤ 發言者 福田
- 宗教ナリトナスモノ本論者ヲ併セテ三名 勝侯秋重 非宗教トナスモノ二名 瀨川小川⁽¹⁷⁾多数ヲ以テ終ニ本論者ニ可決ス
- 三月廿七日 演說討論 關於寄宿舎
- 論謙信 秋重 比較論 二見
- 告諸君 福田 駁腕力論 小河
- 東洋之幸福ヲ論ズ 古屋 一盃制限 勝侯
- 討論題
- 佩刀可許論 發言者 小河
- 本論ヲ賛成スルモノ二名反對スルモノ三名終ニ反對論ニ帰ス
- 四月十日 演說討論 開本行寺
- 実地々理學 勝侯 使囚人別居論 古屋
- 財産論 瀨川 再論東洋合縱之利害 小河
- 地方分才論⁽¹⁸⁾ 福田 武田信玄論 秋重
- 漢學之精神 前島
- 右演了後前島氏就議長席討論東洋合縱之利害發論者小河說東洋諸國皆因循不振而不可同盟主張分離論瀨川福田者述地理之關係等反對之古屋賛成二見秋重勝侯者賛分離論互維持々論不

動叱咤攻撃雖移時以各同教依議長之意見決合縱論之勝利第六
點鐘散會

四月二十三日 演說 關於寄宿舎

架空論

小河 滿腹論

二見

本會々員諸君演說ヲ筆記ス可シ

古屋 外国語学校論 瀬川
福田 読春秋有感 秋重

道理論

此會小河氏下演壇福田氏上演場之際突然山崎某寄宿舎取締役
臨席中止福田之演說咳一咳日本會曩日以為讀書會具中取締忽
然今依処聞則政談之演說也此將如何之理由歟其他以外來人之
混此會及會室非新舎等之件詰問之監事瀬川氏答辨之費數回之
舌戰遂某退出演說亦次述了蓋是以本會創立以來之一珍事特錄
之云

四月二十九日 演說討論

關於寄宿舎 福田職讓^{マツ}小河

忍耐之說

古屋 蔭之說 勝侯

交際論

小河 坊主論難 秋重

學者ニ扶持ヲ可與說

瀬川 封建之餘嚮 福田

歷史論

二見

發論者勝侯ニテ討論題

物産工業ヲ盛ニスルト紙幣消却ト孰レカ急務ナルヤ
本論ハ縷々紙幣消却ノ急務ナルヲ辨シ次デ小河ハ之レヲ駁シ
福田亦本論者ヲ撃ツテ物産工業ノ急務ナルヲ論シ瀬川并ニ二
見ハ本論者ニ賛成ヲ表シ秋重亦之レニ反シ終ニ同數ヲ以テ議

長ノ意見ニ依テ反對論ニ可決ス

五月廿二日 演說討論 關於本行寺

暗殺之豫防

勝侯 望會友諸君

女子教育

古屋 不詳 秋重

論一同之精神

小河 詩論 第二 福田

外人ヲシテ跋跨^{マツ}セシムル勿レ

前嶋 教法論 二見

討論題

詩ノ利害 發言者 秋重

本論者ハ適例ヲ拳ゲテ喋啁詩ノ利アル所以ヲ述ベシガ福田ハ
例ノ持說ヲ吐露シテ大ニ之レニ反對シ小河亦反對論ヲ賛成シ
続イテ瀬川勝侯二見等ノ諸氏皆本論者ニ同意ナリシヲ以テ無
論本論ノ勝トナル

六月十二日 演說討論

關於本行寺 如何ナル教師ヲカ善良撰ラム可キトナス 勝侯

腕力論

瀬川 郷里ハ敵國 小川 馴ル、ノ害 高井

論府會之互議

福田 演偶感 秋重

討論題

演劇ノ利害孰レカ多キ 發言者 秋重

利アリトスルモノ三名本論者瀬川勝侯 害アリトスル者三名

小河福田高井 議長古屋ノ意見ヲ以テ反對論ニ可決ス

七月六日 演説 開於本行寺

廃控訴議 福田 諸子勉メヨヤ 小河

暑中ノ休業 古屋 論理ノ區別 二見

帰郷若クハ遊歴ノ諸子ニ望ム 高井 受賈叢談 第一 前島

勝保²⁰

暑中休業ナルヲ以テ本會ヲ以テ暫ラク休會トナス

會員中勝保及小河瀬川ノ三氏ハ帰省シ福田ハ日光ニ遊ビ二見

ハ東海五畿山陰山陽等ノ地方ヲ遊歴シ前島君亦総房地方ニ遊

ブ六十日間終始炎熱焼クガ如キ東京ニ止マラレシモノハ実ニ

古屋高井ノ両氏ノミ秋重亦帰省ス

二三ヶ月以来高井氏ハ胃病ノ痼疾ニ罹ラル

休業中其他別ニ記ス可キ丁ナシ但シ当時淡路町二丁目旭樓ヲ

以テ金蘭本部ト定メ各地會員ノ通信消息ヲ報スルノ局部トナ

ス

九月十日 演説 衆皆會ス 小河幹事ヲ二見ニユヅル

旅行之感 勝保 衛生論 前嶋

學者宜経難苦 瀬川 何者カ他日我國ノ虚無党ト化スルヤ 小河

文明論 二見 同病相憐レムトハ寡人政府ヲ謂カ 高井

古屋²¹ 府縣會議員ノ選挙法ヲ論ズ 福田

編者云子ガ私記スル処ニ抛レバ瀬川君ハ主相不可不選勝

侯君ハ積五十錢可充旅行之資議 前島君ハ請賈叢談第二

ナリ今暫ラク雑記簿ニ由ツテ記ルス

右演説了テ後來ル廿三日日本會ノ第一年回ニ当ルヲ以テ祝宴ヲ
開花樓ニ開ラクニ決シ瀬川小河勝保ノ三氏ヲ選ランデ諸事ヲ
托ス

秋重秀雄ノ挙動ニ付キテ終ニ衆員ノ非難スル所トナリ為メニ
小會議ヲ開ラキテ彼レガ進退ヲ決ス之レヲ退會セシメント欲
スルモノ多キヲ以テ即ハチ書ヲ送ツテ断然彼レト交誼ヲ断ツ
九月廿三日 第一年會

演説會ヲ正午ヨリ本行寺ニ開ラク

政府人民ニ信義ナクンバ國家ヲ保ツ能ワズ 古屋

告會友諸君 前島

洋學者モ亦腐儒タルヲ免レズ 福田

外教防禦論 小河

血合會ノ沿革 瀬川

政府主義ナケレバ亡ブ 勝保

三大機關一不可缺 二見

演説茶話アツテ後衆皆宴席 神田明神社内開花樓ニ集ル

醜會記事ハ瀬川君ガ作ラル、所ノモノヲ假リテ茲ニ之レ

ヲ載セ其盛會ノ一班ヲ永ク心ニ銘セント欲ス

編者識

年會記事

明治十四年夏期ノ試業一タビ終リテ在都ノ學生数旬ノ暇ヲ得
將サニ四方ニ分離セントスルノ際ニ當リ我血合會ハ大ニ集會

ヲ開キ且ツ宴席ヲ張ラント欲セシカ偶々時已ニ迫リ或ハ旅裝ヲ急クモノアリ且ツ期年會モ亦近キニアレバ遂ニ之ヲ延テ暑後再會ノ期ニ決シ後チ日ナラズシテ一塊ノ同志結合ハ海角天涯ノ客トナリテ亦見ルヘカラサルニ至ル

駒隙ノ經過スルヤ速ニシテ六旬ノ光陰已ニ消滅シ散シテ各地ニ在ルモノ復一都ノ下ニ聚ル九月十日例ニ因リテ日暮里本行寺ニ於テ集會スルニ已ニ一人ノ至ラサルモノナシ是ニ因リ彼我ガ此六旬間ニ於テ經歷感覺セシ所ヲ談話演說ス其事一トシテ珍奇ナラサルハナシ右終ワリテ會員一同ノ評議ニ因リ愈々本月廿三日ヲ以テ期年會ヲ開ラキ并ニ神田開化樓ニ於テ宴會ヲ催フストヲ決定ス尚ホ幹事二見君ハ會計ノ顛末ヲ報告シ且ツ期年會ノ記事及ヒ演說ハ尺ク之ヲ印刷ニ附シ永ク後來ニ存セントスル旨ヲ通知アリタリ依テ編纂ノ事務ヲ小河福田ノ兩君ニ委任セリ

茲ニ年會當日ノ概況ヲ記センニ本日ハ恰モ善シ秋季皇靈祭ニシテ學生皆ナ業ヲ休ムノ時ナリ零時三十分ニ至リ會員ハ悉ク本行寺ニ集リ茶菓ノ饗止ムノ後瀨川君ハ本會ノ來歴ヲ演シ勝侯君ハ無主義政府ト壓制政府ノ關係ヲ論ジ小河君ノ論題ハ外教ノ蔓延ヲ憂フト云フニシテ前島君ハ諸君ニ告グト云フ題ナリ健康論ハ高井君ノ述ブル所ニシテ福田君ノ演スル所ハ腐儒ハ漢學ヨリ洋學者ニ多シト云フニアリ次ニ二見君ハ三大機關一欠ク可ラズ古屋ハ國信ナクンバ立タスト云フ說ヲ陳ベ尚ホ

委シクハ當日ノ接待員勝侯瀨川ノ兩君ハ直チニ車ヲ馳セテ先ツ開化樓ニ至リ周旋事ニ從フ後頃刻ニシテ會員悉ク來集シ茲ニ始メテ祝詞ヲ演シ其他祝文祝詩ヲ朗讀スルモノアリテ歡語和聲樓上ニ溢レハ人ガ愉快ノ色ハ樓上ノ眺望ト共ニ殆ンド躍リナキニ至ル而シテ酒肉ノ状絃舞ノ態ノ如キ凡常ノ事ヲ敢テ言フニ足ラズ故ニ暫ク本日盛會ノ概略ヲ記シテ會員ガ懇篤和合ノ一斑ヲ示スト云尔

年會記事中心アルガ如ク期年會ノ記事及諸氏ノ演說等ヲ印刷ニ附センガ為メニ福田小河ノ二氏ヲ編纂委員トナシ已ニ着手セントスル場合ニ至リシカド種々ノ事情アリテ未ダ猶豫ノ内ニ在リ

十月第二日 演說 關於本行寺 二見職ヲ福田ニ讓ル

新聞演說ハ輿論ニ引キ立テラル、モノナリ

駁明治日報 古屋 放蕩辨

汝識字乎曰不識曰快活 前嶋

輿論勢力 勝侯 尊王愛國說

十月卅日 演說討論 關於本行寺 臨時會

經驗論 二見 大隈參議之辭職可祝

読英國々議員ブラットロー氏拒議院之盟約報

勿期速成 瀨川

宗教論 第一 今井 健康論 高井
勿誤解大器晚成 福田

討議題

鉄道ヲ全国ニ敷設スルノ可否

發論者 福田

本論者ノ議即ハチ敷設ノ不可論ニ賛成スルモノ勝俣今井高井ノ多数ニテ反對論者ハ瀨川小河ノ少数ニ打チ勝チヌ

栃木縣ノ人ニノ旧ト語學校ニアリテ獨逸語学ノ生徒ナリシ今井武夫ナルモノ小河氏ノ紹介ニ由リ會員一同ノ許可ヲ得テ入會セリ

従来役員ヲ勤メシモノハ語學校寄宿舎ニアルモノニ限ルノ規則ナリシカ衆議ノ上更ラニ衆會員ノ勤ムルヲトナル而シテ抽籤ヲ以テ左ノ如キ順序ヲ定メリ

小河 (十二月) 古屋 (一月) 今井 (二月)

高井 (三月) 前嶋 (四月) 勝俣 (五月)

二見 (六月) 福田 (七月) 瀨川 (八月)

十一月十三日 演説 關於本行寺

洋學不可不講 小河 演説ノ効用 勝俣

勉メヨヤ内商諸君 古屋 宗教論 福田

宗教論 第二 今井 再述立志論 前嶋

官権党ニ付テノ疑 瀨川

十二月十日 演説 納会 關於本行寺 福田職ヲ新規則ニ由

ツテ小河ニ讓ル

酒肴ヲ携ヘテ小宴ヲ寺刹ノ本堂ニ開ラク輩酒禁入山門ノ法則ニ脊畔スル所ナキニアラザレド吾党ノ諸子ハ自由ヲ貴ビ不羈ヲ好ム所謂區々タル小事ニ関セザル豪士ナリ看ル者之レヲ怪シム勿レ

説史有感 二見

帶刀論者ノ夢ヲ破ル 古屋

龜ノ説 勝俣

鉄道敷設ノ後高崎以北ノ道路ヲ如何スベキヤ 小河

本會ノ目的 福田

請賣叢談 第三 前嶋

政府新聞ヲ論ズ 今井

士族ノ困難モ亦宜ナル哉 瀨川

壬午雜記

一月四日新年宴會ヲ不忍辨天構内長蛇亭ニ開ラク是日天氣晴朗氣候和煦恰モ中春花時ノ如シ殊ニ旗亭ノ地ヲ池中ニ占ムルヲ以テ其景色ノ美ナル蓋シ筆紙ノ能ク尽シ得ル所ニアラザルナリ午后三時會友尺ク集ル獨リ高井君ハ痼疾未ダ癒ザルヲ以テ終ニ會セズ然レモ之レニ代ワルニ小河君ノ友人中川鉦二郎君ヲ伴フアリ君ハ北越ノ士ニノ舊時語學校ニアリテ獨乙語學ニ従事セラレシノ人ナリ君本會ノ設ケアルヲ聞イテ入會セン

了ヲ企望セラル、切ナリ終ニ紹介ヲ小河君ニ依頼ス君去年納會ニ當ツテ之レヲ計リシニ衆皆許諾セラレシヲ以テ即ハチ本日茲ニ參會セラレタルナリ酒盃ヲ献酬シテ血合ノ契約ヲ結ブ演説アリ祝文アリ皆本會ノ目的ヲ永遠ニ期セラル、モノ、如シ瀨川²⁸嘗ツテ言ヘル了アリ酒肉ノ状絞舞ノ態ノ如キ凡常ノ事敢テ言フニ足ラズト記者今又比例ニ效ラヒ僅カニ盛會ノ一班ヲ記ルシ永ク心ニ銘セント欲ストル云

本日宴會委員ニ見今井両君ノ勞実ニ感謝ニ堪ヘズ是亦此ニ附記ス

二月十二日 演説討論 關於本行寺 古屋其職ヲ今井ニ讓ル

演説題

國家ノ開明ハ外交ニ在リ

神ノ説

英國公使バークスノ再来

放火條例改正案

情ノ説

吾儕書生ノ禁物

歐米何ソ文明トナスニ足ランヤ

討論題

言論自由ノ可否

福田

瀨川

中川

小河

勝俣

前島

今井

發言者

議長

福田

前島

本論者ハ言論モ出版モ皆自由自在ニスベシトイフ意ニシテ勝俣ハ之ヲ非難シ瀨川ハ國事犯探偵等ノ弊害ヲ陳シテ本論者ヲ賛成シマタ小河ハ一例ヲ設テ本論ニ向ツテ攻撃シ今井モマタ仏國革命ノ事ヲ論シテ反對ヲ試ミ中川ハ虛無党ノ了ヲ述ヘテ本論ヲ賛シ辨論數回遂ニ議長ノ意見ヲ以テ反對論ニ可決ス本會ヨリ演説ハ其稿ヲ幹事ニ差出シ討論ハ預メ之ヲ定メ置クニ決セシヲ以テ演説ノ如キハ演者モ聴者モ皆注意シ実ニ之ヲ前會ニ比スレハ大ニ其面目ヲ改メタリトイフヘシタゞ惜ムヘキハ二見氏及ヒ古屋氏ノ事故ニヨリ高井氏ノ病氣ニヨリ欠席セラレタルノ事ナリキ

次會ノ討論題ハ

君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムルノ可否

發言者 小河

三月十二日開例會於本行寺

此日天氣快晴風塵不起田野ノ眺望最モ佳ナリキ此ヨリ前キ高井藤熊宿痾ノ故ヲ以テ欠席セシガトモ業已ニ全快セルヲ以テ当日臨席セリ故ヲ以テ各員ノ喜悅ハ其色ニ著セリ矣此日吉屋恒次郎²⁹ノ紹介ヲ以テ東宜園ノ書生某入會セント乞フ衆議之レ許可セリ矣

各員ノ演説及蘭順如左

宗敎論

駁小河氏放火例改正案

福田

今井

病中之感

高井

伊藤参議之洋行

小河

作業論

二見

貨財ノ勢力ヲ論ズ

前島

学者利ヲ見ルノ害

瀬川

妾税論

古屋

有形理学ヲ賤ム勿レ

中川

陰徳アレハ陽報アルノ理由

勝俣

右ノ演説畢ルハ已ニ六時ニ至ントス故ニ討論會ハ後會ニ議
レリ

次會ノ討論題如左

君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムルノ可否

発言者

小川⁽³⁰⁾

四月九日例會ヲ本行寺ニ開ク⁽³¹⁾

本日雨天ニシテ行路甚ダ困難ナルニモ係ハラズ努力来會セラ

レタル諸君ハ福田古屋小河前嶋今井瀬川ト及ヒ黙郎ナリ⁽³²⁾

例刻演説ヲ始シム論題左ノ如シ

宗教余論

福田

英公使来京

古屋

靈魂之説

勝俣

論東洋政略 第一

小河

二利説

前嶋

邦國精神論 第一

今井

文明ノ進歩スルニ随カヒ物價ノ騰貴スルノ原因

瀬川

次ニ討論會ヲ開ク論題ハ前回ノ君主ニ保任ノ責メヲ負ハシム
ルノ可否ニテ発言者ハ小河ナリ

筆記概略

議長 今井 手記

発言者曰ハク余ノ精神ハ君主ニ保任ノ責ヲ負ハシメサルニ在
リ夫レ君主ハ世襲君主國ト撰挙君主國トノ別ナク世々賢明ナ
ルノ筈ナシ又タ其建國ノ初メニ至リテカノ大統領其者ノ如ク
別ニ契約モナカルナリ然ラハ君主ハ保任ノ責ヲ負フベキノ理
由モトヨリナシ況ンヤマタ他ニ君主ノ責ヲ負ハシムルノ不都
合アルヲヤ

勝俣曰ハク余ハ本論者ニ全ク反對ヲ表スベシ抑モ君主ハ統轄
シ玉フト云フ主權アリ既ニ君主ニシテ此權ヲ有サセ玉フ以上
ハマタ之レニ伴生スルトコロノ義務即ハチ責任ヲ負ハセ玉ハ
ズシテ可ナランヤ然レモ余ガ意ハ政治上百般ノ責任ヲ負ハシ
玉フベシト云フニアラズ唯其主權内ニ有セラル、トコロノ責
任ニ止マルナリ故ニ余ハモトヨリ宰相ノ過失ヲ以テ君主ノ責
ナリトスルニアラズ主權ト行政權トノ別ヲ立ツルヲ極メテ緊
要ナリ

福田曰ハク余モマタ反對論者ナリ國民何ノ為メニ君主ヲ戴ク
ヤ余ハ唯此ノ一言ニシテ盡セリト信ゼリ

發言者曰ハク勝侯ハ主權在天子ニアリテ尊敬シナガラ却テ之レニ責任ヲ負ハシメントスルハ何ゾヤ前後矛盾ト云フベシ福田ノ言ノ如キハ之レ実ニ臣子ノ発スルベキ丁ニアラズ余乞フ耳ヲ掩ハン

瀬川曰ハク我カ日本国ハ西洋諸国ト異リ尊王ノ志氣ヲ忘遺スベカラズ然ルニ之ニ責任ヲ負ハシムルハ少クトモ民怨君主ノ一身ニ集ラン余輩豈ニ寒心セサルヲ得ンヤ遠ク之ヲ避クルニ若カサルナリ

勝侯問ヲ発シテ曰ハク余ハ信ズ本題ハ必ズシモ本邦ニ関スル事ニアラサルヲ然レモ往々本邦ニ就キテ論ズルモノナキニアラズ問フ本論者ノ意如何ン且ツ曰ハク余カ主權在天子ト云フハ決シテ之ヲ尊敬スルニアルニアラズ

發言者答ヘテ曰ハモトヨリ本邦ノ儀ナリ

前嶋曰ハク君主有權豈可無義務哉且ツ曰ハク君主ニ責任ヲ負スルトテ決シテ恐ルベキモノニアラズアニ之レヲ以テ君主ノ尊敵ヲ失フニ至ランヤヨシ又之レアリト假定ナスモ君主ハソノ責任ヲ負フ以上ハ榮譽モマタ之レ得ル事ヲ得ベシ而シテソノ民怨ヲ買フト榮譽ヲ得ルト君主ノ所為如何ンヲ顧ミルノミ而ルニ本論者等ハ榮譽ハ飽クマテ得ベケントモ民怨ヲ買ハサラシメント計ルニ似タレトモ天下寧ロ此理アランヤヨリテ余ハ反對説ニ同意ヲ表ス

此ヨリ議長議員ノ席ニ就キマタ筆ヲ取ラズ今更採記スベキナ

シ但シ古屋ハ本論者ニ反對シ今井ハ本論者ヲ賛成シタリ

編者曰ハク右ハ余リ簡單ニ過キタリト自信スレトモ今更想像ヲ以テ追尾粉飾ナスハ却リテ穩當ナラズト愚存ス由リテ暫ラク本文ノ儘ヲ存セリ

右了リテ散會ス時ニ時辰已ニ六点半ヲ過ク

次回ノ討論題及発題者如左

免役料ヲ収メテ兵役ヲ免スルノ可否 中川発題

五月十四日 開例會於本行寺

本日不幸ニシテ雨天ナリト雖モ會員ハ皆例刻ヲ違ヘズ来リ會スルモノ八名ニ至ル則チ演説スル丁左ノ如シ

梅子含毒説

中川

統計論 一名邦国精神第二

今井

才智之辨

二見

プリンチェリー氏政黨論講義

小川

政黨論

瀬川

學位廢スベシ

福田

夢ハ吉凶ノ前兆ナルノ力アルヤ否ノ判断

勝侯

名譽論

高井

右終テ休憩後討論會ヲ開ク議題ハ免役料ヲ納メテ兵役ヲ免スルノ可否ニシテ發論者ハ中川君ナリ

討議筆記

議長 今井

發言者中川曰邦人ノ兵役ヲ快トセザル場合ニ當リ免役料ノ制ヲ設クルハ果シテ得策ト云フベキ乎余ヲ以テ之ヲ見レハ不公平ノ大ナルモノナリ其故如何トナレハ天下僅々二百七十円ノ金ヲ辨スルモノマタ少シトセンヤ然ハ則チ貧者ハ役ニ服シ富者ハ免ル、ヲ得實ニ不公平ノ極ト云フベシ聞ク東京府下ニ於テモ年々金ヲ以テ免役ヲ乞フモノ多ク已ニ客年ノ如キ徴ニ應スベキモノ二百余名中免役料ヲ納メテ免セラレタルモノ三十四名ノ大數ニ及ヘリト此ノ一端ヲ以テモ其害知ルベキナリ且ツ夫レ當時國權擴張ノ際兵員ノ少キ豈ニマタ憂フベキナラズヤ

福田曰ク此ノ如キノ制アラバ有力者ハ兵士トナルモノナク唯々無氣力貧賤ナルモノ、ミ兵士ニ擇ハル、トニ立至ルヤ必セリ彼ノ支那ニ於テ官ヲ賣リシヲ以テ惟ミルモ其ノ弊害推知スベキナリ聊カ一声ヲ振テ賛成ス

瀨曰ク余ハ反對論者ナリ抑モ人ノ兵ヲ好ハザルハ誠ニ愛國心ノ乏シキカ故ナリ世ノ開明ニ赴クニ從ヒ愛國心ハ益ス起ルモノナレハ亦タ募ニ應ゼザルモノナキニ至ルベキナリ

小川曰ク余モ反對論者ナリ当今ノ制實ニ良ヲ得タリト云フベシ願フニ吾邦中等以上ノモノハ唯々精神ヲ勞シテ文ニ流レ中等以下ノモノハ常ニ身體ヲ勞シテ武ニ富ム強壯ナル中等以下ノモノヲシテ兵ニ服セシメ微弱ナル中等以上ノモノヲシテ金

ヲ出サシメ免役スルハ實ニ公平両全ノ策ニアラズヤ

勝保曰ク余モ亦本論者ニ反對スルモノナリ論者ノ如キハ一言ノ下能ク其ノ非ヲ悟ラシムルヲ得ベシ試ニ思ヘ事情止ニ難キモノ、如キハ如何ナル方策ヲ用ヒテ免役セシメントスルカ金ヲ以テセズシテ亦他ニ良策アラザルナリ

今井曰ク余ハ本論賛成者ナリ凡ソ日本人タルモノ誰カ護國ノ義務ナカランヤ然ルニ僅々金円ヲ以テ一大義務ヲ免ル、ノ理アランヤ余ハ一步ヲ進テ日本人タルモノハ如何ナル事情ヲ問ハズ必ス兵士タルノ義務アリト云憲法ヲ設ケ盡ク彼ノ公平ナル独逸ノ法ニ習ハンコトヲ望ムナリ

二見本論ニ反對シテ曰儕ヲ論者ノ意ヲ察スルニ論者ハ今ノ制度ナレハ日本兵士ナキニ至ラン乎ヲ疑ヒ免役ノ制ヲ廢センコトヲ稱スルモノ如シ何ソ夫レ誤謬ノ甚タシキヤ日本小ナリト雖凡何ソ必スシモ全國ヲ舉テ兵士タラシムルヲ要セン殊ニ今井論者ノ如キハ武力ニアラズンバ國權伸張スベカラズトノ意ヲ以テシ我カ神國ヲシテ彼ノ独乙ノ如キ武力ノ國タラシメントセリ嗚呼反對論者何ソ惑ヘルノ甚シキヤ我輩ハ國ヲ舉テ兵士タリ武力只タ一國權ヲ伸張スルヲ得ベシト云ハザルナリ固トヨリ兵ナカル可ラズ武力強カラザル可ラズ兩者國權伸張ノ一具タルベシト雖凡ソ各國皆其ノ建國ノ体ヲ異ニスヲ以テ独タラシメントス何ソ愛國ノ心乏シキヤ國權ノ伸張ハ文武ニアリ只タ一文アリ以テ伸張ス可カラズ只タ一武アリ以テ伸張

ヲ望ム可カラズ兩者并行シテ始テ國權ノ伸張ヲ見ル可シ故ニ
日中以上ノモノヲノ文ヲ攻メシテ中以下ノモノヲノ兵士タラ
シメヨト何モノノ失カ吾カ法制ヲ非ナリト云フヤ⁽³³⁾

議長ハ論ノ可否ヲ決スルニ本論ニ反對スルモノ固ヨリ過半数
ナリ時ニ時機六時ヲ報ス依テ衆皆散シ血合會第五拾會ヲ閉ス

六月十一日 例會ヲ内神田中田亭ニ開ク

本日雨天例刻會スルモノ七名高井君ハ缺席セラル則チ各演
說スルヲ左ノ如シ

眞理ハ無學者ニ存ス

プリンチェリー氏政黨論講義

澆季ノ歎ヲ駁ス

統計論第二⁽³⁴⁾

警察官ノ注意ヲ乞フ

流通貨幣ハ小格ノモノヲ以テスベキヤ否

精神ノ養育ヲ論ス

右諸員演說終ル片時儀已ニ六時ヲ報ス是ヲ以テ討論會ヲ延會

シ茶菓ヲ喫シ各歡ヲ盡クシテ散ス

七月九日開例會於下谷青柳亭下午一點鐘會員參集各演說一題

獨勝侯氏有事故缺席

演題如左

東京府知事松田道之君治蹟⁽³⁵⁾

讀萬國公法

邦國精神論

身體與精神之關係

人口論⁽³⁶⁾

精神養給論

政論振氣篇

東洋策一班

討論會有故不開

例年ノ通り暑中休業ノ時至レハ會員四方ニ散シ小川勝侯兩氏
ハ歸國前島氏ハ宇都宮ニ中川氏ハ玉川ニ福田氏モ亦中途ニシ
テ八月初旬ノ頃遂ニ歸國アリタリ故ニ東京ニ在ルモノハ唯々
高井今井古屋二見ノ四氏ト余アルノミ⁽³⁶⁾

○諸テ暑中ノ二大紀事ト申スハ惡疫流行ト朝鮮暴動是ナリ惡
疫ハ春ノ終夏ノ初頃ヨリ始メテ横浜口ニ萌芽シ次テ府下ニモ
侵入シ余等ガ寓居セシ神田一帶ノ地ハ最モ其猖獗ヲ極メシ處
ニシテ無雙ノ英雄牛口猛士⁽³⁷⁾ノ如キモ遂ニ彈丸尙飛ノ中ヲ越ヘ
テ三河町ヨリ富士見町ニ轉居セリ以テ凡人ノ到底耐フヘカ
ラサルヲ知ルヘシ流行日限前後百有余日ノ間最モ劇シカリシ
ハ七月二十五六七日ノ三日ヲ以テ第一トス諸テ此ノ三日間ニ
如何ナル人ガ歿セシゾ書セント欲シテ書スルニ堪ヘズ記セン

ト欲シテ紀スルニ忍ビズ天ヲ仰テ嘆息シ一ハ以テ人生ノ果敢ナキヲ嘆シ一ハ以テ天ノ才人ヲ奪フヲ置シテ正襟秉筆³⁸遂ニ書シテ曰ク會友二見四郎人君其ノ二十五日ヲ以テ病ニ罹リ二十七日午前四時ヲ以テ歿ス余等一タヒ其訃音ノ耳ニ達スルヤ眞ノ如ク假ノ如ク君ノ顔色目前ニ徘徊スルモ君ノ精神ハ已ニ天上ニ赴キシカト思フヨリ外ハナカリケリ因テ直ニ郵信ヲ馳セテ京外ノ人ニ報道スルフトハナレリ嗚呼哀哉、、、、、君文久二年壬戌十二月某日下總國松尾ニ生レ享年二十有一遺骸ヲ駒込大觀音境内ニ葬ル○今一ノ一大紀事ト申スハ朝鮮事件ニシテ乃チ是レモ七月廿三日彼土頑固党ガ我公使館ヲ襲撃シ是レコソ眞ノ彈丸兩飛ノ間ヲ千辛万苦シテ切り通シ公使一行ノ人ハ辛シテ一命ヲ拾ヒ同三十日長崎港ニ達シ直ニ此由ヲ電報ニテ東京ニ報道シ来レリ此報一タヒ達スルヤ朝野略々一大事コソ我國ニ興レリト切齒扼腕セヌ者コソナカリケル我國ノ人民実ニ左モアルベキヲナリ若シ會員ガ全ク東京ニ在リシナラ夫コソ直ニ臨時會議デモ開テ朝鮮討ツベキヤ否ヤノ討論會ヲ起コシテ一入政府ノ一臂ヲ助クヘキノ所左ナカリシハ誠ニ遺憾ノ至ナリシ其後遂ニ賢明ナル花房公使ノ処止宜シキヲ得テ平和ニ事帰セリ目出度、、、、、

○有名ナル今井氏ノ思ヒ付ニテ血合會ト尚義党ノ結合會ヲ日暮ニ開ク我ヨリハ辨士福田氏及ヒ弊社ノ猛士ト彼ヨリハ江崎石原ノ兩氏臨席アリ一身彼此ニ変ルモノハ今井ト中川ノ二氏

ナリ演説頗ル盛ンシテ歸途切り通シ坂牛肉店ニ於テ親睦會ヲ開キ遂ニ散セリ

九月十七日日本行寺ニ於テ集會ス歸省シテ未ダ至ラサルモノ二人勝俣中川事アリテ至ラサルモノ一人古屋死シテ至ラサルモノ一人二見宿所判然ナラズ報道ニ由ナキモノ一人前島故二十人ノ會友中其半ハ来ラズ茲ニ會スル者及ヒ演説題ヲ掲ク

遂ニ血合會全党ニ遇フ能ハサル乎

小河滋次郎

新聞紙ト雖凡課稅スヘシ

福田芳之助

社會說ヲ論ス 第一

今井武夫

告諸君

高井藤熊

養生新論

瀨川淺之進

演説終リテ廿三日第三年會ノ相談ヲ開ク費額ハ一円三十錢場

処ハ長酢亭委員ハ東山ト猛士トニ決ス歸途亦切通シ

九月廿三日 本日ハ秋季皇靈祭ニテ戸々旭旗ヲ掲ゲテ瑞雲飄

鬚センハ恰モ我血合會三年會ヲ祝スルモノノ如シ衆會員ハ午

前十一時ヲ以テ尽々本行寺ニ集會シ一場ノ談話了リテ各々得

意ノ演説ヲナシ其後惠徳院ノ墓參致シ四時半長酢亭ニ至ル

(欠席 勝俣 古屋)

朝鮮ノ嬉和喜ブニ足ラズ

福田芳之助

熱論

中川鉦次郎

支那國勢論

瀨川淺之進

道德論

小河滋次郎

宗教ト孔孟ノ道ヲ論ス

二浦兄⁽³⁹⁾ノ死ヲ慟哭ス

告諸君

今井武夫

前島操

高井藤熊

十月八日 当日ハ例会日ニシテ會員本行寺ニ來集セシモ寺僧事ヲ以テ辞ス余輩不得已帰途ニ就ントス時ニ幹事瀬川君發議シテ曰是ヨリ遠行ヲナス如何ト衆議之ヲ賛ス依テ歩ヲ轉シテ初音ノ里ニ向ヒ千住ヲ經テ淺草ニ歸リ厩橋兩國ノ間ヲ漫遊シ帰ル時ニ大陽西山ニ入り針儀六點ヲ報ス

十一月十二日 開例会於神田福田亭

本日雨天歩行甚究困難然從來活発士而已何屈些々小事乎勝侯、今井、前島、福田、高井、古屋、瀬川、之諸士皆會獨小河氏有故不來（先是中川氏赴於下総）矣

演說題

文明史抄說

國權眞論

論社會階級

論大勢

損金買害

國家元氣不可不振

討論題⁽⁴¹⁾

娼妓免税及社會果有害乎否

發議者 勝侯

瀬川与高井、古屋、賛本論 福田、前嶋、今井共主張反對說

十二月十日例会ヲ外神田福田亭ニ開ク即チコレ本會ノ納會ナリ諸士ノ論題ハ
文明史抄說 勝侯

禮樂擴張セサルヘカラス

前島

歳末之感

福田

東洋文明論

今井

人心ノ移リ易キニ驚ク

瀬川

雜話第一回 西洋小説

古屋

天賦人權ノ妄說ヲ破ル

客員 宗方

學者ヲ深護セヨ

小河

歳暮ノ嘆

高井

編者注

(一) 重松一義氏は『創文』一三三号(一九七四年一〇月)に、青年期の日記『有終記』にみる小河滋次郎博士の面影』を發表され、表題にある通りこの『有終記』を小河滋次郎の日記と見做しておられる。『有終記』の編者、筆者の一人が小河滋次郎だと見做すことには十分な根拠があると思ふが、『有終記』が小河の「青年期唯一の日記」であるとの性格付けは、本稿から出てくるとは考へ難い。また、社会福祉古典叢書2『小河滋次郎集』(鳳書院、

一九八〇年)に添えられている小河滋次郎年譜には、明治一三年九月三日 日記「有終記」を書き始める(四〇三ページ)とあり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田学報』八四五号(一九七四年一〇月)に「東京専門学校邦語法律科第一回得業生小河滋次郎のこと」を発表され、「滋次郎は、東京外国語学校在学中、同志と血合會と名付けた演説と討論の会をつくっており、この血合會の記録「有終記」云々」と書いておられる。私小野はこの杉山晴康氏の側の理解に立つ。

(2) 解題・凡例の箇所にも記した通り、この演説・討論団体は、会則を見る限り、発足当初には金蘭會と呼ばれていたはずであり、それがどんな経過で血合會に名称変更されたのか、本記録を読む限りでは判然としない。前注(1)で参照した重松、杉山両氏の論考にも、こうした点への言及がなせ無いか訝しく思う。

(3) 『東京外国語学校一覽 明治十四、五年』によると、同校は「佛語學獨語學露語學漢語學朝鮮語學科ヲ教授スル所」であり、「學年ハ九月十一日ニ始マリ翌七月十日ニ終リ」、「各語學科修業ノ期限ヲ五學年トス」と定めていた。そして、「長教諭教員屬員」の欄によれば、教諭に漢語學佛語學露語學で日本人四人が、次いで教員に佛語學で三人のフランス人、獨語學で一人のドイツ人(アトロフ、ヘルム)と二人のスイス人、露語學で一人のロシア人、漢語學で一人の清國人、あと助教諭はすべて日本人で十二人がいた。また寄宿舎では「冬夏休業中ハ寄宿生ヲシテ一般退舎セシメ開業前三日間ニ歸舎セシムルコト、ス」とあった。そして明治十四年九月三十日現員の「各語學生徒姓名」の欄にて本稿中に姓名が挙がっている会員として確認出来る人物は、次の七名であ

る。即ち獨語學第四年第一學期生の小河滋次郎(長野)、同一見四郎人(千葉)、同勝侯英吉郎(長野)、同中川御二郎(新潟)、同今井武夫(栃木)、漢語學第一學期生の福田芳之助(岐阜)の七名である。したがって小河、二見、勝侯、中川、今井の五人は同級生だったわけであるが、高井藤熊の名は確認出来なかった。高井の名を見出し得ない理由は、明治十四年一月八日の会合記録に高井自身が「臨去学校告諸君會友」という演説をしていることから推測されるように、当該の「各語學生徒姓名」の作成された同年九月三十日の時点では退学していたためであろう。なお、これらの同級生のうち勝侯英吉郎は、小河博士と同じ信州上田の生まれで、その実父は共に上田藩の藩医であった。のちに医師となつて県會議員を経て上田市長を務めた。この勝侯、小河と共に同じ上田出身の山極勝三郎が中心になりすでに明治十六年夏には上田學友親睦會ないし上田學友懇親會を組織し、後の明治十八年二月からは上田郷友會月報という機関誌を発行する団体を創設するに至る。山極、勝侯、小河らによる上田郷友會については上田市立図書館所蔵の『上田郷友會月報』を見られたい。ところで、「各語學生徒姓名」の露語學第一學期生の箇所には長谷川辰之助(二葉亭四迷)、田中釵三郎の両人の姓名を並んで見るが、この田中はそのの平生釵三郎であり、その『平生釵三郎自伝』(安西敏三校訂、名古屋大学出版会、一九九六年)には、この東京外国語学校時代の思い出がやや詳しく紹介されており、そのなかには獨語學教員ヘルムと小河滋次郎との間の、小河の退学に至るエピソード(五九ページ)も含まれていて、小河の退学は高井藤熊と

東京外国語学校の学生有志の演説・討論団体の記録

		第三年			第四年			第五年		
		第一期 毎週時間	第二期 毎週時間	第三期 毎週時間	第一期 毎週時間	第二期 毎週時間	第三期 毎週時間	第一期 毎週時間	第二期 毎週時間	第三期 毎週時間
第二期	誦讀	全	全	全	全	全	全	全	全	全
第一期	會話	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	作文	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	譯文	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	國語地理	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	國語歴史	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	算術	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	物理學	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	代數學	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	幾何學	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	修身學	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	皇漢書	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	体操	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	通計	全	全	全	全	全	全	全	全	全

(4) 『東京外国語学校一覽 明治十四、五年』の四ページに挿入の各語學課程表のうち、獨語學のもののみを若干修正し掲載。他の語學課程表でも週三十時間ないし三十二時間で五年のカリキュラムであった。

(5) この箇所の意味は、会則によって作成することが義務付けられた記録の他に、現在の編者によって私的に取られた記録があるので、参考にされたということであろう。このように公式のと私的のと二種類の記録が作成されていた点は、本稿の解題・凡例

の八、でも指摘した。

(6) 会則の箇所では監事であったが、ここでは幹事になっており、本稿を通じて同じ役員名に対して二つの文字が当てられている。使い分けされているわけではないと思われる。

(7) 膽は肝(きも)のこと。

(8) 鴻臺は現在の地名では千葉県市川市国府台のこと、江戸時代は国府台は鴻台とも書いて混用していた。(お茶の水女子大学教授市古夏生氏の御教示による。)なお市古夏生、鈴木健一校訂『新訂江戸名所図会6』(ちくま学芸文庫、一九九七年)三二八ページなど参照。

(9) 『東京外国語学校一覽 明治十四年、五年』(二八五ページ)には、長は内村良藏(東京)とあるので、本稿の方の「良三」は誤記と思われる。

(10) 朝野新聞は自由党系の民権派新聞。経済雑誌は経済雑誌社発行の東京経済雑誌(明治十二年一月創刊)のことか。政談は正式には「中立正党政談」と題された慶應義塾系の政談社発行の雑誌。この「中立正党政談」については、松崎欣一「三田政談会・政談社演説会について―明治十年代前半における慶應義塾系演説会の研究―」(本紀要「近代日本研究」第十二巻、一九九五年、一六〇ページ)を参照のこと。

(11) 原文ではもともと「時」になっていた、それが誰か後の筆で「次」に訂正されている。

(12) この小河の演説の題は「取締得焚殺獨乙生徒等」と判読したわけだが、「得」の字はひょっとすると「役」の間違いかも知れない。一二六ページの明治十四年四月二十三日の記事中に寄宿舎

取締役という言葉があるからである。

(13) 明治十四年九月廿三日の箇所でも神田明神内開花樓にて宴席が持たれていることが読めるが、この開花樓はその宴会の模様を伝える年會記事(瀨川浅之進による)では開化樓と記されており、どちらが正しいのかわからない。

(14) ここで初めて本行寺が会合の開催場所として登場するが、この本行寺は現在の地名で東京都荒川区西日暮里三丁目所在の、太田道灌との縁が深い古刹で、月見寺とも称され、小林一茶など多くの文人が訪れている。(『荒川区教育委員会編集、発行の「荒川区の文化財」、『あらかわの史跡・文化財』による。)また現在の長久山本行寺御住職加藤行昭氏からは、本稿の学生たちが通っていた頃の住職は長久山廿七世境琳院日耀聖人で、明治の中頃からは岡田虎二郎の主宰する早朝の静座会(岡田式静座会)が本行寺を主会場として開かれ、中里介山などが良く来ていたこと、また当時の地名では府下豊島郡日暮里村であったことなどをお教えいただいた。

(15) 明治十三年一月一日付の郵便報知に、朝野新聞編輯長が『讒謗律により罰金五円の処、さきに百円の処断を経たれば二罪俱発に付きその罰を論ぜずと、昨日東京裁判所にて申し渡さる』との記事が見られる。(『明治ニュース事典』第二巻、毎日コミュニケーションズ、一九八三年、四五三ページ。)

(16) 小河博士はのちの明治三十五年に出版する『刑法改正案ノ二眼目一死刑及刑ノ執行猶予』において事実上死刑廃止を主張しているので、その主張はこの明治十四年二月以来二十年以上の持論の展開だったことになるとも言えるのかも知れない。

(17) この箇所で初めて小河滋次郎の「小河」が「小川」と書かれ、以後何回となく小川と書かれることになるが、おそらく、小河博士以外の人の筆であったためと思われる。もし小河博士自身が編者および記者として筆を握っていた際のことだとしたら、どうしてこうした誤記をするのだろうか。その場合に一つ推測されるのは、小河と小川を厳密に区別する気持ちにならなかった原因として、小河家がかつては小川家だったことが関係しているのかも知れない。小諸市在住の大家清人氏の研究調査によって、小河博士の養父小諸牧野藩藩士小河銓之丞のち改め行蔵直行から二代前の当主の佐次兵衛直雅が、文化九年(一八一二年)にそれまでの小川の「川」の字を「河」に改め、小河になったことが判明している。

(18) 分才論としたが、分財論のことかも知れない。

(19) 前注(9)に引用した資料に、当時の寄宿舎取締役の一人として佛語學助教の山崎豊治(鹿兒島)の名がある(一八八ページ)。

(20) この箇所の勝侯の演説題は不詳であるが、その旨の記載はない。

(21) この箇所の古屋の演説題は不詳であるが、その旨の記載はない。

(22) 会則に従った公的記録と会員が私的に取っていた記録の二つが、この『有終記』の編集時にあったことがここからもよくわかる。

(23) 西に燕で「えん」と読み、宴会の意。

(24) 「くげき」と読み、速やかなる時の経過の意。

- (25) この「内商」とは、外商つまり外国商人の反対語で国内商人の略ではないか。
- (26) この「眷畔」とは「背反」の意味ではないか。
- (27) 長蛇亭とあるが、長蛇亭ではないか。明治十五年九月十七日、廿三日の記録では長蛇亭とある。
- (28) 瀬川浅之進による年會記事のなかの一節(一二八ページ)を指す。
- (29) 「くじ」。
- (30) この明治十五年二月十二日と三月十二日の二回分の記事の筆跡はそれ以前のものとは明らかに異なっている。
- (31) 注(14)を付した箇所を参照されたい。ここでは本行寺での会合は「毎月一回ノ大會」であった。ここでは例會となっている。
- (32) 黙郎とは、明治十五年十一月十二日と同十二月十日の二回の会合記録を比較して、勝保英吉郎であることがわかる。
- (33) 当時の新聞に、金持ちの親が徴兵の年齢になった息子のために「神仏に祈りて断食をするやら跣足参りをするやら大騒ぎをなせしもその効なく、ついに代人料二百七十円を出して免役となりたり」(明治ニュース事典、第二巻、四五―一ページ)とあり、人々は徴兵から実際には免れられなかったとしても、免れたい気持ちには強く抱いていたことが伺えるが、二見四郎人の議論はそうした徴兵逃れを肯定する立場と誤解される恐れがあるにも係わらず、あえて「武力ニアラズンバ國權伸張スベカラズト」を否定する発言を行なったわけである。なおこの二見は明治十五年夏の記事に記されているように、同年七月下旬に流行の悪疫により倒された。享年二十一歳であった。

- (34) この箇所はまず須多須空具と書かれ、それが線で消されて統制論となっている。
- (35) 精神養給とあるが、正しくは精神給養であろう。
- (36) 文脈からしてこの「余」、すなわち筆者にして編者は明らかに小河博士ではない。
- (37) 牛口猛士とは、この続きの箇所「弊社ノ猛士」と呼ばれ、また明治十五年十一月十二日の会合記録で単に牛口とされている人物だが、おそらく漢語学生の瀬川浅之進であろう。本編注(3)のなかで引用した『上田郷友會月報』の第三号(明治十八年四月五日発行)で在清國の学友からの書簡というものが紹介され、その主が「北京に於て 牛口猛士」(二七ページ以下)とあるからである。
- (38) 「へいひ」と読み、筆をとること。
- (39) この二浦兄の「二浦」が二見四郎人の号だったのであろうか。
- (40) 中川御二郎が以前に「北越ノ士」として紹介されていたので、この北陸とは中川のことかも知れない。壬午雜記(一二九ページ)を参照。
- (41) これまで本文中に掲載されてきた討論題を、参考のために一覧表しておく。

日付	討論題	発論者
明治十三年十月六日	志変ス可キヤ否	小河滋次郎
十月十日	何故ニ地方ニ民権者多キヤ	瀬川浅之進
十月十七日	洋学ト漢字ト孰レヲ先ニスベキヤ	高井藤熊
十月廿日	秀吉家康ノ優劣論	秋重秀雄
十月廿四日	海陸軍何レヲ盛ニスベキヤ	高井藤熊

十月廿三日	日本ニ耶蘇教ヲ可禁ヤ否	小河滋次郎
十一月二日	魯清開戦ニ至ラバ日本ハ局外中立ス可 ラズ	小河滋次郎
同日夜	公許賣淫ノ許否	福田芳之助
十三日	西郷隆盛ハ明治ノ忠臣ナリヤ將タ逆臣 ナリヤ	瀬川淺之進
廿七日	貨財ト權利ト孰レカ重キ	瀬川淺之進
十二月四日	皇城建築ノ可否	福田芳之助
八日	洋品破却ノ可否	不詳
明治十四年一月八日	自由干涉何レノ教育法ヲ採ラフ可キヤ	二見四郎人
一月十六日	條約改正ト國會開設ト何レカ急務ナルヤ	福田芳之助
一月廿二日	武備ト文藝ト孰レカ急務トス可キ	瀬川淺之進
二月五日	復讐人ヲ斬ニ處スルノ可否	小河滋次郎
二月十三日	士族可處之可否	瀬川淺之進
二月廿六日	日清愈々開戦之期達セバ攻撃ス可キヤ 將タ來侵ヲ待ソ可キヤ	二見四郎人
三月十三日	神道ハ果シテ宗教ナリヤ否ヤ	福田芳之助
三月廿七日	佩刀可許論	小河滋次郎
四月十日	東洋合縱之利害	小河滋次郎
四月二十九日	物産工業ヲ盛シニスルト紙幣消却ト孰 レカ急務ナルヤ	勝俣英吉郎
五月廿二日	詩ノ利害	秋重秀雄
六月十二日	演劇ノ利害孰レカ多キ	秋重秀雄
十月廿日	鉄道ヲ全国ニ敷設スルノ可否	福田芳之助
明治十五年二月十二日	言論自由ノ可否	福田芳之助
四月九日	君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムルノ可 否	小河滋次郎

五月十四日	免役料ヲ納メテ兵役ヲ免スルノ可否	中川柳二郎
十二月十二日	娼妓免稅及社會果有害乎否	勝俣英吉郎

付記 本稿作成に際しては長野県上田市立図書館からの厚い援助を受けた。また小諸北佐久医師会の鷹野陸子氏、甲南大学の安西敏三氏、東京外国語大学の渡邊啓貴氏、長野市在住の青木富士彌氏、小諸市在住の牧野一郎氏、同大塚清人氏、東京五山堂書店の加藤俊一氏、小河博士の孫の小河泰郎氏そして小河博士の兄直躬の孫で上田市在住であった故金子新氏には、それぞれの機会にご好意を賜った。さらに本稿は平成九年度慶應義塾学事振興資金による研究補助(個人研究)を受けた。併せて謝意を表する次第である。
(一九九七年八月)

(おの しゅうぞう 商学部教授)